

監査公表第9号（平成24年9月4日、県公報第3426号登載）

「住民監査請求に基づく監査（平成24年度）」

請求内容：「福岡県荒廃森林再生事業交付金の返還請求について」

住民監査請求に係る監査結果

平成24年8月23日

第1 監査の請求

1 請求人及び請求書の提出年月日

- (1) 請求人 (略)
- (2) 提出年月日 平成24年6月25日

2 請求の内容

(1) 請求の概要

嘉麻市は、平成23年度嘉麻市荒廃森林再生事業を実施するに当たり、XとA（平成19年11月8日死亡）名義の土地に対する荒廃森林再生事業の実施に関する協定書（以下「協定書」という。）を締結した。

請求人は、①協定日未記載、②協定者の無効、③相続人代表者の無効、④委任状の委任年月日及び相続人全員の氏名記載がないこと、⑤森林所有者Aは既に死亡しており、その姉であるYが相続していること、及び、⑥Y以外の2名の相続人から相続に要する放棄証明書が提出されていること、の理由から協定書は無効であると主張している。

さらに、請求人は、本件協定書が無効であることについて、平成24年6月18日、福岡県農林水産部林業振興課森林再生係で確認したと主張している。

以上のことから、請求人は、嘉麻市への福岡県荒廃森林再生事業交付金（以下「県交付金」という。）のうち、森林所有者A名義の森林整備に要した交付金相当額については適正ではなく、その事務処理の審査に不備があるので、福岡県知事が嘉麻市に対して返還請求するよう、監査委員の勧告を求めている。

(2) 事実証明書

- ア 協定書（相続人代表に関する委任状添付）の写し
- イ A相続関係説明図及び相続放棄証明書の写し
- ウ 平成21年度固定資産税納税通知書及び固定資産税課税明細書並びに平成24年度固定資産税納税通知書及び固定資産税課税明細書の写し
- エ 荒廃森林再生事業伐採立木について回答書の写し
- オ 福岡県知事宛ての協定書無効指摘文書控えの写し

第2 請求の要件審査

本請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第242条第1項及び第2項の所定の要件を具備しているものと認め、平成24年6月25日付けでこれを受理し

た。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

平成23年度県交付金の支出に違法又は不当があるか否かについて監査の対象とした。

2 監査対象所属

福岡県農林水産部林業振興課（以下「県林業振興課」という。）を監査対象所属とした。

3 請求人の陳述

自治法第242条第6項の規定に基づき、請求人に対し、平成24年7月9日付け文書をもって陳述ができる旨通知したが、請求人からは陳述を行わない旨文書回答があった。

4 監査対象所属に対する監査

平成24年8月3日に県林業振興課長から聴取調査した結果の概要は、以下のとおりである。

(1) 荒廃森林再生事業の概要

林業の不振により、間伐等の手入れが行われずに森林の荒廃が進み、県内では2万9千ヘクタールの森林が荒廃していると推計されている。そのまま放置すると、森林の有する公益的機能が十分に発揮されず、洪水や渇水、土砂災害が発生する可能性が高まるなど、県民生活に重大な影響を及ぼすことが懸念される。このため、平成20年4月に森林環境税を導入し、荒廃した森林を10年間で健全な森林に再生を図る、間伐等の森林の整備を行っている。

(2) 事業の要件

荒廃森林再生事業では、①1施行地の面積が0.1ヘクタール以上であること、②事業主体である市町村と森林所有者との間で協定書が締結されていること、を要件としている。

(3) 協定書の締結

荒廃森林再生事業は、事業主体である市町村と森林所有者との双方合意に基づいて行われる事業であり、この事業の仕組みとして、協定書は、市町村が森林所有者を確認し、締結しておくべきものとしている。

(4) 福岡県における審査

1施行地の面積の確認のほか、森林の整備履歴（概ね15年以上手入れがなされていないか）や林齢（間伐の対象となる林齢が20年生以上か）等の事業実施条件を満たしているか、について審査している。

なお、福岡県で協定書を審査することはない。

(5) 本件協定書の有効性

請求人は、本件協定書の無効を当課で確認している旨主張しているが、そのような事実はなく、本件協定書は有効であると考えている。

5 関係人に対する調査

(1) 嘉麻市に対する調査

ア 自治法第199条第8項の規定に基づき、嘉麻市（産業建設部農林整備課）に対し、平成24年8月2日に、Xと締結した協定等について聴取調査を行った。

イ 調査した結果の概要は、以下のとおりである。

(ア) 経緯

- a 協定書を締結するときには、委託(協定締結を含む)先である嘉飯山森林組合が、協定書を締結する相手方へ出向き、事業内容及び協定内容等を説明した上で、協定書に署名・捺印をもらうこととしている。
- b Aの死亡については、嘉飯山森林組合からの報告を受けて、嘉麻市においても住民票や戸籍により確認した。
- c 荒廃森林調査後に協定書を締結するが、Aの場合は嘉飯山森林組合が関係人を調査し、稲築方面に甥が住んでいるとの情報を得たので、その甥(X)を訪問した。

(イ) 協定書

- a Xは、Aと同じ屏地区に森林を所有していたので、まずX所有の森林について協定書を締結し、その後、A名義の森林についても協定書を締結した。
- b A名義の森林については、協定書に添付している一覧表（「対象森林の所在及び林況」）により、嘉飯山森林組合からXへ説明を行った。Xは、A名義の森林は自分が相続人であると考えており、事業の説明を受けて「そういう事業ならいいだろう。」ということで協定書を締結した。
- c 協定書の日付については、先に森林所有者からの署名・捺印後、市長印を押印し、一斉に相手方に交付していることから、記載が漏れてしまったものである。協定書の締結日は、市長印の押印日である平成23年12月1日である。

(ウ) 委任状

委任状は、署名する本人が他の相続人に代わって協定書を締結するとの委任状であり、Xから受領している。このことから、Xが相続人であると認識して委任状を作成したものと判断している。なお、委任年月日については、記載確認を失念したものがあるが、押印後の協定書と共に、押印された委任状が提出されたことから、委任年月日は協定書の締結日（平成23年12月1日）と同日である。

(エ) 森林所有者の確認等

森林所有者確認の程度であるが、用地買収や道路整備事業であれば、相続人全員から署名・捺印してもらって買収契約書を作成するが、この事業は森林を整備し、その結果、保水力の向上という公益のほか、土地価格も上昇するものであり、所有者に不利益を与えるものではない。その承継者にも不利益を与えるものではなく、もし所有権に争いがあったとしても、協定書に所有者として署名・捺印した者において解決すべき問題であり、事業の効果に影響を与えるものではない。したがって、森林組合が

行った程度の確認で足りると考えている。

(2) Xに対する調査

ア 自治法第199条第8項の規定に基づき、Xに対し、平成24年8月1日に、A名義の森林に関して嘉麻市と協定書を締結したことについて聴取調査を行った。

イ 調査した結果の概要は、以下のとおりである。

(ア) 嘉飯山森林組合から協定書は所有者が締結すべきものとの説明を受け、森林所有者の確認を求められたので、Aの森林を相続し管理している旨回答し、自分が森林所有者として署名・捺印した。

(イ) 委任状における「相続人（委任する方）」の欄が空欄なのは、自分がAの相続人であるからである。

(ウ) 相続放棄証明書に関しては、「私は、生計の資本として、被相続人（A）からすでに財産の贈与を受けており、被相続人（A）の死亡による相続については、相続する相続分の存しないことを証明する。」との記載があるが、この証明書は、Aが死亡した時、A名義の預貯金を相続する者からの依頼により、その遺産であるA名義の預貯金を引き出すために押印したものである。森林等を含めたすべての相続を放棄したものではなく、すべての相続を放棄したものとされるのであれば、この証明を取り消す。

(エ) Yが納税者となっている森林に係る固定資産税納税通知書に関しては、A名義の預貯金を相続した者が、その中から固定資産税を支払っているはずである。

第4 監査の結果

1 事実関係の確認

(1) 県林業振興課から、平成24年7月11日から8月3日までの間、荒廃森林再生事業の事業要件及び協定書の位置付けについて聴取調査並びに県交付金の支出に係る関係書類の調査を行った。

(2) 福岡県荒廃森林再生事業（森林の整備）の概要

ア 根拠

福岡県荒廃森林再生事業交付金交付要綱（以下「交付要綱」という。）及び福岡県荒廃森林再生事業実施要領（以下「実施要領」という。）

イ 目的（交付要綱第1条）

県民が享受している水源のかん養、土砂災害防止等の森林の有する公益的機能の重要性にかんがみ、荒廃した森林を再生し、環境の森林（もり）として保全することを目的としている。

ウ 事業主体（実施要領第1の3）

市町村

エ 事業の内容（交付要綱第2条（1））

(1) 森林の整備

荒廃した森林において行う間伐、枝落とし、除伐、及びこれらの実施に必要な作業路（森林再生路）の開設

オ 事業要件（実施要領第1の4(1)）

(1) 森林の整備

ア 1 施行地(隣接し又は近隣の所在する集合体で一連の団地とみなされる森林の範囲。)面積が0.1ヘクタール以上であること。

イ 森林所有者との間で、本事業の実施に関する協定書(以下「協定書」という。)が締結されていること。

(3) 平成23年度嘉麻市荒廃森林再生事業（森林の整備）の概要

ア 嘉麻市は、森林簿から15年以上間伐等の未整備の森林データを抽出し、過去の荒廃森林再生事業の実績を基に、今回、屏地区、馬見地区及び椎木地区（3地区）の森林について、荒廃森林再生事業を行った。

イ 交付申請書の提出

平成23年4月6日、嘉麻市から福岡県に、交付申請書（実施箇所明細書表、収支予算書、位置図（5万分の1）及び荒廃森林調査数量総括表を添付）の提出があった。

(ア) 交付申請額

108,782,000円

(イ) 事業完了（予定）年月日

平成24年3月31日

(ウ) 計画数量

a 荒廃森林調査

619.68ヘクタール

b 森林の整備

261.00ヘクタール

c 森林再生路

2,500メートル

ウ 県交付金の交付決定

平成23年4月21日、福岡県は嘉麻市からの交付申請に対し、108,782,000円を交付決定した。

エ 交付事業の変更

交付事業の変更は行われていない。

オ 遂行状況報告書の提出

平成24年2月10日、嘉麻市から福岡県に遂行状況報告書の提出があった。

カ 概算払請求書の提出

平成24年3月2日、嘉麻市から福岡県に概算払請求書の提出があった。

(ア) 交付決定額

108,782,000円

(イ) 今回請求額

108,782,000円

キ 支払い

平成24年3月30日、福岡県は嘉麻市に108,782,000円を支払った。

ク 実績報告書の提出

平成24年4月18日、嘉麻市から福岡県に実績報告書の提出があった。

(ア) 事業費

108,782,000円（うちA名義の森林の整備に要した経費1,104,600円）

(イ) 事業完了年月日

平成24年3月29日

(ウ) 実績数量

a 荒廃森林調査

619.68ヘクタール（うちA名義の荒廃森林調査面積3.74ヘクタール）

b 森林の整備

286.22ヘクタール（うちA名義の森林の整備面積3.74ヘクタール）

c 森林再生路

2,000メートル

ケ 額の確定

平成24年5月9日、福岡県は、嘉麻市に対して交付した県交付金を、108,782,000円に確定した。

(4) 嘉麻市とXとの協定締結の経緯

ア 平成23年6月2日

嘉麻市は、平成23年度荒廃森林再生事業（屏地区）の受託者として嘉飯山森林組合と契約（協定締結業務を含む）を締結した。

イ 嘉飯山森林組合は、次のことからXを協定締結の相手方とした。

(ア) 面会時に、A名義の森林はXが相続人であるとの認識を持っていることを確認できたこと。

(イ) 荒廃森林再生事業の趣旨を理解され、締結を承諾されたこと。

(ウ) Aの相続に関する言及がなかったこと。

(エ) Xから受領した委任状には、他の相続人の記入がなかったこと。

2 判断

請求人の主張、県林業振興課、嘉麻市及びXからの聴取調査並びに事実関係の確認に基づき、次のとおり判断する。

(1) 県交付金に係る違法性・不当性

ア 嘉麻市に対する県交付金の支出負担行為及び支出命令の事務手続については、県林業振興課において、福岡県財務規則、交付要綱及び実施要領等関係法令を遵守して、適正

に執行されており、不当な公金の支出はなかった。

なお、A名義の森林については、荒廃森林調査の結果から、水源かん養や土砂災害防止などの森林の有する公益的機能が低下した荒廃森林として特定され、荒廃森林再生事業による間伐が必要となったものであり、完了検査の結果から、A名義の森林の面積3.74ヘクタールに対する間伐は適正に実施されていることが認められた。

イ 協定書については、嘉麻市がその責任において森林所有者を確認し締結しておくべきものとなっており、県林業振興課が本件協定書の審査を行っていないということをもって、事務処理の審査に不備があったとは言えない。

(2) 嘉麻市とXとの協定書

請求人は、嘉麻市とXとの協定書について、無効を主張している。しかしながら、協定書締結の過程において、嘉飯山森林組合は、①面会時に、A名義の森林はXが相続人であるとの認識を持っていることを確認したこと、②荒廃森林再生事業の趣旨を理解し、締結を承諾したこと、③Aの相続に関する言及がなかったこと、④Xから受領した委任状には、他の相続人の記入がなかったこと、の理由からXを正当な協定書締結の相手方と認めている。他方、Xは、嘉飯山森林組合から協定書は所有者が締結すべきものとの説明を受け、森林所有者の確認を求められたため、A名義の森林を自分が相続し管理している旨回答し、協定書には、Xが森林所有者として署名・捺印している。このことから、本件協定書の締結に当たっては、双方に相手方及び協定内容について瑕疵なく協定を締結したものと認めることができる。

(3) 森林所有者の確認の手続き

請求人は、Xが相続放棄証明書に署名・捺印していることをもって、A名義の森林の相続人にはなり得ないと主張するが、Xは「この相続放棄証明書は、遺産であるA名義の預貯金を引き出すために押印したものであり、森林等を含めたすべての相続を放棄したのではなく、すべての相続を放棄したものとされるのであれば、この証明を取り消す。」との発言をしている。

したがって、この相続放棄証明書をもって、Xが相続人ではないと判断することはできず、本件協定書は無効であるとは言えない。

なお、所有権に関し紛争が生じた場合には、協定書第7条第6号「対象森林の境界及び所有権等の権利に関し、第三者と紛争が生じたときは、その処理解決にあたること。」の規定に基づき、当事者間において解決すべき問題であり、荒廃森林再生事業の効果に影響を与えるものではない。

上記のことから、事業の要件である①1施行地の面積が0.1ヘクタール以上、かつ、②市町村長と森林所有者との間で当該事業実施に関する協定の締結の双方の要件を満たしており、本事業を交付金事業と採択したことに何ら瑕疵はなく、嘉麻市への県交付金は違法又は不当な支出ではないと判断する。

以上の結果、請求人の主張には理由がないので、本件請求については、これを棄却する。